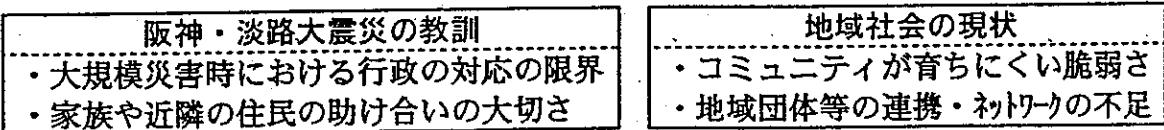


## 安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの推進について

### 1 趣旨



### 安全・安心コミュニティ・ファイルづくり

自主防災組織等の地域団体や住民が、原則として自治会・町内会単位でそれぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。

①総括編	人口、世帯数など地域の基本的事柄 避難場所、防災関係機関の所在地・電話番号
②防災資機材・物資編	防災資機材庫・物資備蓄庫の場所 防災資機材・備蓄物資の保有状況
③施設編	消防施設・設備の状況 医療施設、災害弱者のための施設等の状況
④危険個所編	災害が起こりやすい個所 避難や救援活動を行う上で問題のある個所
⑤団体編	自主防災組織、自治会・町内会等の地域団体 災害時に協力してくれる工場、事業所等
⑥人材編	地域活動のリーダー等 被災者救援に関する専門的な資格・技術等を有する人
⑦災害弱者編	ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障害者等 災害弱者のことを探している人
⑧地図編	避難場所、避難経路、施設、危険個所等の位置



### 地域の防災力や防災意識の向上

- ・地域の危険性の把握
- ・災害の予防
- ・災害への備え 等

### コミュニティ活動の活性化

- ・地域理解の促進
- ・活動の活発化
- ・団体間の連携の促進 等



安全で安心して暮らせるコミュニティ

(平成11年8月 県民消防 安全・安心コミュニティ推進)

## 安全・安心コミュニティ・ファイルづくり実施要領

### 1 目的

地域の防災力や防災意識の向上及びコミュニティ活動の活性化を図るため、地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から地域を点検し、その情報の共有を目指す「安全・安心コミュニティ・ファイル」（以下「コミュニティ・ファイル」という。）づくりを推進する。

### 2 実施主体

コミュニティ・ファイルは、地域団体や住民（コミュニティ）が作成する。

市町は、コミュニティの取り組みを支援する。

県は、市町の取り組みを支援する。

### 3 実施地区

コミュニティ・ファイルは、原則として、自治会・町内会のエリアごとに作成する。

### 4 コミュニティ・ファイルの内容

コミュニティ・ファイルの項目は、別紙1のとおりとする。

コミュニティ・ファイルの様式は、別紙2のとおりとする。

### 5 事業内容

#### （1）コミュニティの取り組み

##### ①推進体制づくり

コミュニティ・ファイルを作成するエリアごとに、「地区コミュニティ・ファイル作成委員会」を設置する。

##### 〈構成〉

コミュニティにおける自主防災組織、自治会・町内会等の地域団体の関係者、  
民生委員その他地域の有志等

##### 〈役割〉

- ・ コミュニティ・ファイルの作成方法、管理・活用・更新方法、作成スケジュール、役割分担等の検討、責任者・世話役等の選任
- ・ 地区コミュニティ・ファイルづくり計画の作成
- ・ 地域の点検活動の企画、準備
- ・ 作成したコミュニティ・ファイルのとりまとめ等

## ②コミュニティ・ファイルの作成

地域団体や住民が地域を点検して、その結果をコミュニティ・ファイルに記載し、とりまとめる。

### 〈点検活動例〉

- ・ 地域の実情に詳しい人に話を聞く。
- ・ 市役所、町役場などの関係機関に話を聞く。
- ・ さまざまな団体の関係者に話を聞いたり、書いてもらう。
- ・ 実際に地域を歩いてチェックする。
- ・ 関係する本人に確認したり、直接書いてもらう。

人材編、災害弱者編の情報などの個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの）については、不適切に取り扱われた場合に個人の権利利益を侵害するおそれがあるので、取扱いに注意する。

個人情報の収集にあたっては、本人に協力を求め、コミュニティ・ファイルを作成する目的、入手した情報の管理の仕方、情報を公開する相手方の範囲や公開する場合等を説明し、その承諾を得た上で記載する。とりわけ、災害弱者編の情報については、原則として、災害弱者本人または親族などから申し出のあった場合のみ記載するなど、慎重に取り扱う。

このほか、団体編の情報は、一部を除き個人情報ではないが、団体の権利利益が侵害されることのないよう、取扱いに注意する。

また、危険個所編の情報など、特定の個人または団体等に不利益をもたらす場合があるものについては、取扱いに注意する。

## ③コミュニティ・ファイルの管理

保管者と保管場所を決めて、コミュニティ・ファイルを確実に管理する。

コミュニティ・ファイルの情報は、基本的に地域内の住民に公開するが、人材編、災害弱者編の情報などの個人情報や、団体編の情報については、平時は、項目に応じて、情報を共有する範囲を特定の人などに限定し、災害時には、必要な範囲で公開するようとする。とりわけ、災害弱者編の情報については、災害弱者を支援する立場にある限られた人のみに情報共有の範囲を限定するなど、厳重に管理する。

個人情報に関して、本人から、情報の開示、訂正、削除等の申出があったときは、原則として、これに応ずるようにする。

## ④コミュニティ・ファイルの活用

コミュニティ・ファイルの情報を、ファイルを作成した目的に従って活用する。

### 〈災害時の活用例〉

- ・ 防災資機材、施設などを活用したり、団体、人材の協力、連携を図りながら、情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、被災者の生活支援、避難所の運営支援などの救援活動にあたる。
- ・ 災害弱者に対して、特にきめ細かな支援活動を行う。
- ・ 危険個所の応急対応にあたる。

- （平時の活用例）

  - ・ 被災者救援活動の備えなど災害への備えを充実させる。
  - ・ 地域内の住民に、コミュニティ・ファイルで明らかになった地域の実態を広報し、地域に対する関心や理解を高める。
  - ・ コミュニティ・ファイルづくりを通じて明らかになった地域の諸課題について検討し、自らその解決を図り、あるいは関係機関に対応を求める。
  - ・ 地域団体などが情報を共有することにより、日常的に協力しあったり、共同で活動するなど相互の連携を深める。

## ⑤コミュニティ・ファイルの更新

定期的に地域を再点検し、コミュニティ・ファイルに修正を加え、実態に合ったものにする。

## (2) 市町の取り組み

## ①推進体制づくり

市町域で、「市町コミュニティ・ファイル作成委員会」を設置する。

## — 〈構 成〉

自主防災組織、自治会・町内会等の地域団体の代表、民生委員の代表、市町の関係部課等

### 〈役割〉

- ・ 市町域におけるコミュニティ・ファイルの作成方法（実施体制、点検方法、点検結果集約方法等）、管理・活用・更新方法、作成スケジュール等の検討
  - ・ 市町コミュニティ・ファイルづくり推進計画の作成
  - ・ コミュニティ・ファイルづくりの普及啓発方法等の検討
  - ・ 作成したコミュニティ・ファイルの市町域でのとりまとめ等

## ②コミュニティ・ファイルづくりの普及啓発活動

地域団体や住民に対して、コミュニティ・ファイルづくりを啓発する。

## 一、〈啓發活動例〉

- ・チラシの作成配布
  - ・市町の広報紙等への掲載
  - ・点検資材等の作成配布
  - ・イベントの開催、一斉点検の実施等

### ③コミュニティ・ファイルづくりの研修活動

地域の点検活動等を先導、助言、調整するリーダーを養成するための研修を実施する。

④各コミュニティに対する助言等

各コミュニティにおけるコミュニティ・ファイルづくりについて、隨時、助言等を行う。

⑤コミュニティ・ファイルの情報の収集

市町は、コミュニティから、原則として、災害弱者編の情報以外のすべての情報を収集する。（個人情報については、コミュニティを通じて、本人にその旨説明し、承諾を得る。）

（3）県の取り組み

①コミュニティ・ファイルづくりの普及啓発

コミュニティ・ファイルの用紙及びガイドブックを作成する。

②コミュニティ・ファイルづくり研修の実施

市町の関係職員、団体の関係者等に対する研修会（説明会）を開催する。

③市町に対する助成

市町の取り組みに対して補助金を交付する。

〈対象〉

- ・推進体制づくり（市町コミュニティ・ファイル作成委員会の設置・運営等）
- ・普及啓発活動（啓発資料・資材の作成等）
- ・研修活動（コミュニティ・ファイルづくりリーダー研修の実施等）

〈補助額〉

1市町あたり600千円×1／2

④コミュニティ・ファイルの情報の収集

県は、市町から、原則として、団体編、人材編の情報のうち災害時に市町域を越えて広域的に被災者救援活動を行うことができる団体、人材等の情報を収集する。（個人情報については、コミュニティを通じて、本人にその旨説明し、承諾を得る。）

⑤データベース化の検討

コミュニティ・ファイルに記載される情報の活用促進を図るため、そのデータベース化について検討する。

6 実施スケジュール

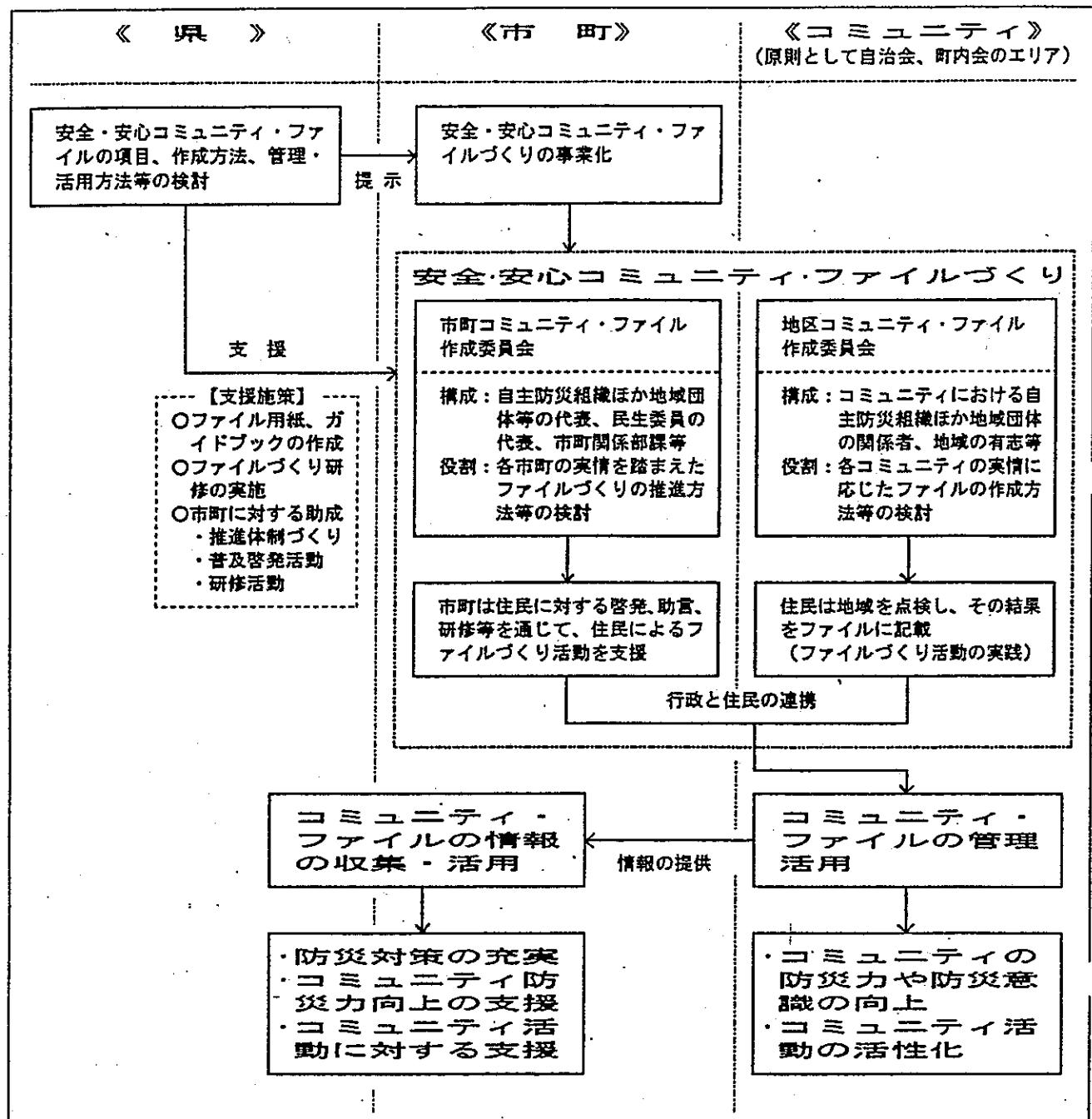
平成11年度から13年度までの3か年で、県内全域におけるコミュニティ・ファイルづくりを目指す。

## 安全・安心コミュニティ・ファイアーレンジ 国一覧

(別紙表 1)

<b>N.O. 1 住民登録</b>		<b>(8) 会合のできるところ</b> ①集会所 ②コミュニティセンター ③公民館 ④公会堂 ⑤その他( ) <b>(9) その他の施設</b>		<b>7 構成員</b> 8 結成年月 9 規約等の有無 10-1 緊急時の避難先一役職氏名 10-2 緊急時の避難先一電話 11-1 運合組織の状況一連合組織の有無 11-2-1 運合組織の状況一学校区レベルの組織の名称 11-2-2 運合組織の状況一学校区レベルの組織の電話 11-3-1 運合組織の状況一市町レベルの組織の名称 11-3-2 運合組織の状況一市町レベルの組織の電話 11-4-1 運合組織の状況一県レベルの組織の名称 11-4-2 運合組織の状況一県レベルの組織の電話 12 他の地域団体やボランティアとの連携の状況 13-1 災害時の被災者救援活動への参加・協力一活動エリア ①地域内 ②市町域内 ③県域内 ④エリアを問わず ⑤不可 ⑥その他( ) 13-2 災害時の被災者救援活動への参加・協力一特記事項 14 備考		<b>N.O. 6-2 人材登録(人材別別)</b> 1 人材の氏名 2 性別 3 生年 4 区分(N.O. 6-1に同じ) 5-1 自宅一地域内外の別 5-2 自宅一住所 5-3 自宅一電話 6-1 救援先一名称 6-2 救援先一住所 6-3 救援先一電話 7-1 団体活動・ボランティア活動等の経験一有無 7-2 団体活動・ボランティア活動等の経験一活動内容等 8-1 災害時の被災者救援活動への参加・協力一活動エリア ①地域内 ②市町域内 ③県域内 ④エリアを問わず ⑤不可 ⑥その他( ) 8-2 災害時の被災者救援活動への参加・協力一特記事項 9 備考					
<b>N.O. 2 防災関係機関等一区分</b> ①消防署・出張所 ②警察署 ③交番・駐在所 ④電力会社営業所 ⑤ガス会社営業所 ⑥水道事業所 ⑦電信電話会社営業所 ⑧保険会社 ⑨福祉事務所 ⑩防災に関する市役所・区役所・支所・町役場の担当課 ⑪その他( )		<b>N.O. 3 旗掲揚</b> 1 区分		<b>(1) 災害が起こりやすい箇所</b> ①軟弱な地盤 ②液状化のおそれのあるところ ③土砂災害(土石流、地すべり、斜面崩壊)のおそれのあるところ ④河川灾害(浸水)のおそれのあるところ ⑤津波・高潮災害のおそれのあるところ ⑥木造住宅が密集し火災が延焼しやすいところ ⑦危険物等が集積しているところ ⑧地震で倒壊するおそれのあるブロック塀・石塀等 ⑨その他( )		<b>N.O. 4 危険箇所</b> 1 区分 <b>(1) 災害が起こりやすい箇所</b> ①軟弱な地盤 ②液状化のおそれのあるところ ③土砂災害(土石流、地すべり、斜面崩壊)のおそれのあるところ ④河川灾害(浸水)のおそれのあるところ ⑤津波・高潮災害のおそれのあるところ ⑥木造住宅が密集し火災が延焼しやすいところ ⑦危険物等が集積しているところ ⑧地震で倒壊するおそれのあるブロック塀・石塀等 ⑨その他( )		<b>N.O. 5-1 団体登録(団体一覧)</b> 1 区分 <b>I 地域団体</b> (1) 避難や救援活動を行う上で問題のある箇所 ①道幅狭小(2m)がよくあるところ ②急な坂道や階段 ③道路の段差 ④車椅子で通りにくい道 ⑤その他( ) (3) その他の危険箇所 2 危険箇所の名称・所在地等 3 危険箇所の状況 4 現在の危険防止体制や措置の内容及び問題が発生した場合等の連絡先(名称・電話) 5 備考		<b>N.O. 6-1 人材登録(人材一覧)</b> 1 区分 <b>(1) 高齢者</b> ①ひとり暮らし老人 ②寝たきり老人 ③痴呆症老人 ④虚弱な老人 ⑤その他( ) <b>(2) 障害者</b> ①目の不自由な人 ②耳の不自由な人 ③言葉の不自由な人 ④手足の不自由な人 ⑤内部障害者 ⑥知的障害者 ⑦精神障害者 ⑧その他( ) <b>(3) その他の災害弱者</b> ①昼間・夜間に一人きりになる子ども(低学年以下) ②外国人 ③その他( )	
<b>N.O. 3 防災機材・物資庫</b>		<b>(2) 日本的に要保護者(災害弱者)の保護指導にあたっている人</b> ①民生委員・児童委員 ②民生協力委員 ③その他( ) (3) その他の団体・グループの一等で災害時に協力してくれる人		<b>II 災害者救援に関する専門的な資格・技術等を有する人</b> (1) 災害者の救出等ができる人 ①瓦斯・ガス・水道・電話の技術者 ②婦人防火クラブ ③その他( ) (2) その他の団体・グループ ①防犯・交通安全 ②健康福祉 ③青少年育成 ④環境 ⑤生活全般(主婦、育児、就労等) ⑥その他(主婦、育児等) (3) 災害時に協力してくれる工場、工務店、商店、事業所等		<b>N.O. 7-1 災害弱者登録(災害弱者一覧)</b> 1 区分 <b>(1) 高齢者</b> ①ひとり暮らし老人 ②寝たきり老人 ③痴呆症老人 ④虚弱な老人 ⑤その他( ) <b>(2) 障害者</b> ①目の不自由な人 ②耳の不自由な人 ③言葉の不自由な人 ④手足の不自由な人 ⑤内部障害者 ⑥知的障害者 ⑦精神障害者 ⑧その他( ) <b>(3) その他の災害弱者</b> ①昼間・夜間に一人きりになる子ども(低学年以下) ②外国人 ③その他( )					
<b>N.O. 4 防災機材・物資庫</b>		<b>(4) 災害者の健康管理支援・生活支援ができる人</b> ①保健婦 ②助産師 ③薬剤師 ④調理師 ⑤栄養士 ⑥その他( ) (5) 災害弱者の支援ができる人 ①ホームヘルパー ②介護福祉士 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤手話ができる人 ⑥要約筆記ができる人 ⑦点字点訳ができる人 ⑧保母 ⑨外国語ができる人 ⑩その他( )		<b>2 団体の名称</b> 3 代表者氏名 4 地域内外の別 5 事務所所在地 6 電話番号 7 災害時の被災者救援活動への参加・協力 ①地域内 ②市町域内 ③県域内 ④エリアを問わず ⑤不可 ⑥その他( ) 8 備考 9 注記		<b>N.O. 7-2 災害弱者登録(災害弱者個別)</b> 1 災害弱者の氏名 2 性別 3 生年 4 区分(N.O. 7-1に同じ) 5-1 自宅一住所 5-2 自宅一電話 6-1 緊急時の避難先一名 6-2 緊急時の避難先一電話 7-1 かかりつけの医者一名(氏名) 7-2 かかりつけの医者一名(氏名) 8-1 親族一氏名 8-2 親族一同居・別居の別 8-3 親族一本人との続柄 8-4 親族一電話 9-1 緊急時の協力者(近隣者・友人等) -氏名 9-2 緊急時の協力者(近隣者・友人等) -本人との関係 9-3 緊急時の協力者(近隣者・友人等) -電話 10 備考					
<b>N.O. 5 旗掲揚</b>		<b>N.O. 5-2 団体登録(団体別別)</b> 1 団体の名称 2 区分(N.O. 5-1に同じ) 3-1 代表者一氏名 3-2 代表者一住所 3-3 代表者一電話 3-4 代表者一任期 4-1 事務所所在地一地域内外の別 4-2 事務所所在地一住所 4-3 事務所所在地一電話 5 主な活動内容 6 日常的な活動エリア		<b>2 庄名</b> 3 地域内外の別 4 住所 5 電話番号 6 災害時の被災者救援活動への参加・協力 ①地域内 ②市町域内 ③県域内 ④エリアを問わず ⑤不可 ⑥その他( ) 7 備考 8 注記		<b>N.O. 8 地図</b>					

## 安全・安心コミュニティ・ファイルづくり推進フロー



参考：安全・安心コミュニティ・ファイルの活用例

情報の種別	区分	平時の活用	災害時の活用
総括編、防災資機材・物資編、施設編 危険個所編の情報 (原則として、すべての住民が情報を共有)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所や防災関係機関の確認、周知</li> <li>・防災関係施設の確認、周知</li> <li>・防災資機材・物資の整備、管理</li> <li>・危険個所の周知徹底と監視 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な避難</li> <li>・防災関係機関等への速やかな連絡</li> <li>・施設や防災資機材の活用</li> <li>・危険個所における応急対応 等</li> </ul>
団体編、人材編の情報 (原則として、地域団体その他関係者等が情報を共有)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の指導・協力依頼</li> <li>・防災はじめ地域活動の指導・協力依頼</li> <li>・団体や人材の連携促進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の救出救護の協力要請</li> <li>・避難所の運営要請</li> <li>・被災者の応急的な生活の支援要請 等</li> </ul>
災害弱者編の情報 (災害弱者を支援する立場にある限られた者のみが情報を共有)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害弱者救援マニュアルの作成</li> <li>・声かけ・見守り、相談活動</li> <li>・日常生活支援活動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した災害弱者の安否確認</li> <li>・災害弱者の救助、避難誘導</li> <li>・災害弱者の応急的な生活の支援 等</li> </ul>

安全・安心コミュニティ・ファイルづくりにおける個人情報の取扱い

1 コミュニティ・ファイルの項目のうち「個人情報の保護に関する条例」(県条例)の「個人情報」に該当する主なもの

編	対象となる個人	個人情報に該当する項目
防災資機材 ・物資編	防災資機材庫・物資備蓄 庫の鍵の保管者	保管者氏名、保管場所
施設編	その施設の所有者 (個人所有の施設の場合)	施設の名称、所在地、電話等
危険個所編	その個所の所有者等 (個人所有等の個所の場合)	危険個所の名称・所在地、危険個所の状況等
団体編	代表者	氏名、住所、電話、任期
	事務所所在地 (個人宅の場合)	氏名、住所、電話
	緊急時の連絡先	役職氏名、電話
人材編	当該人材	この編のすべての項目 (氏名、性別、生年、自宅の住所・電話、 勤務先、団体活動等の経験、災害時の被災者 救援活動への参加・協力に関すること等)
	勤務先 (個人事業者等の場合)	名称、住所、電話
災害弱者編	当該災害弱者	この編のすべての項目 (氏名、性別、生年、自宅の住所・電話、 緊急時の避難先、かかりつけの医者、親族 緊急時の協力者に関すること等)
	緊急時の避難先 (個人宅の場合)	名称、電話
	かかりつけの医者	名称(氏名)、電話、
	親族	氏名、本人との続柄、電話
	緊急時の協力者	氏名、本人との関係、電話
	災害弱者のことを把握し ている人	職名、氏名、住所、電話等
地図編	地図の内容から識別され る個人	特定の個人が識別される情報

\* 「個人情報」

個人に関する情報（個人の氏名、住所、思想、信条、健康状態、学歴、職業、所  
属など個人の属性を示すすべての情報）で、特定の個人が識別され得るものという。

## 2 コミュニティ（地域団体等）における個人情報の取扱い

コミュニティが個人情報を取り扱うにあたっては、県が定める「事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針」に即して適正に取り扱うこと、及び、センシティブ情報については特に慎重に取り扱うことが求められており、県、市町はその啓発に努める。

### （1）ファイルの作成上の留意点

- 人材編、災害弱者編の情報などの個人情報については、不適切に取り扱われた場合に個人の権利利益を侵害するおそれがあるので、取扱いに注意する。  
個人情報の収集にあたっては、本人に協力を求め、コミュニティ・ファイルを作成する目的、入手した情報の管理の仕方、情報を公開する相手方の範囲や公開する場合等を説明し、その承諾を得た上で記載する。
- とりわけ、災害弱者編の情報については、不適切に取り扱われた場合、本人に不安や苦痛を感じさせる程度が特に強いものであるため、原則として、災害弱者本人または親族などから申し出があった場合のみ記載するなど、慎重に取り扱う。

### （2）ファイルの管理上の留意点

- 人材編、災害弱者編の情報などの個人情報については、コミュニティ・ファイルを作成した目的の範囲内で使用されるよう、項目に応じて、情報を共有する範囲を特定の人などに限定して管理する。
- とりわけ、災害弱者編の情報については、民生委員など災害弱者を支援する立場にある限られた人のみに情報共有の範囲を限定するなど、厳重に管理する。
- 個人情報に関して、本人から、情報の開示、訂正、削除等の申出があったときは、原則として、これに応ずるようにする。

### （3）ファイルの活用上の留意点

- 人材編、災害弱者編の情報などの個人情報は、平時には、被災者救援活動の備えなど災害への備えの充実等のために、また、災害時には、被災者救援活動など災害対応のために活用する。
- とりわけ、災害弱者編の情報については、平時には、当該災害弱者の救援活動に備えるために、また、災害時には、当該災害弱者の救援活動を行うために必要な範囲内で活用する。

参考：個人情報の保護に関する条例（県条例）の内容（関連部分）

#### 事業者の遵守事項（第31条）

- ① 事業者は、個人情報取扱指針に即して個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- ② 事業者は、センシティブ情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

\* 「事業者」

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

ここで「法人」とは、法人格を有するすべての団体をいう。

「その他の団体」とは、法人格を有しないが、団体の規約等を有し、代表者又は管理人の定めのあるものをいう。自治会・町内会等も原則的に含まれる。

\* 「個人情報取扱指針」

別添のとおり

\* 「センシティブ情報」

思想、信教及び信条に関する個人情報、病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報をいう。災害弱者に関する情報は、通常これに該当する。

### 3 県における個人情報の取扱い

県が個人情報を収集、活用する場合は、個人情報の保護に関する条例の規定を遵守する。

個人情報の収集にあたっては、本人収集の原則の例外措置として、コミュニティにおいてファイルを作成する際に、本人の同意（承諾）をとってもらい、市町を通じてこれを収集することとする。

参考：個人情報の保護に関する条例（県条例）の内容（関連部分）

（1）個人情報の収集の制限（第6条）

①目的の明確化と当該目的達成のために必要な範囲内の収集

②適法かつ公正な手段による収集

③本人からの収集

【例外】

・本人の同意があるとき

・法令等に定めがあるとき

・出版、報道等により公にされているとき

・個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき

・第7条ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき

・個人情報保護審議会の意見を聴いて、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき

④センシティブ情報の収集の禁止

【例外】

・法令等に定めがあるとき

・個人情報保護審議会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的達成のために必要があると実施機関が認めるとき

(2) 個人情報の利用及び提供の制限（第7条）

－個人情報の収集の目的以外の目的のための個人情報の利用又は提供の禁止

【例外】

- ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ・法令等に定めがあるとき
- ・個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ・個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき

(3) オンライン結合による個人情報の提供の制限（第8条）

－オンライン結合による個人情報の提供の禁止

【例外】

- ・法令等に定めがあるとき
- ・個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき

(4) 個人情報の提供先に対する措置の要求（第9条）

－個人情報を提供する場合、提供先に対しその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求める責務等

(5) 個人情報の適正管理（第10条）

－個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努める責務等

(6) 職員等の義務（第11条）

－職員等が個人情報を適正に取り扱う責務

(7) 委託に伴う措置等（第12条）

－個人情報取扱事務を委託する場合、受託者の講すべき安全確保の措置を明らかにする責務等

#### 4 市町における個人情報の取扱い

(1) 個人情報保護条例を制定している市町

個人情報保護条例を制定している市町が個人情報を収集、活用する場合は、当該条例の規定を遵守する。

(2) 個人情報保護条例を制定していない市町

個人情報保護条例を制定していない市町が個人情報を収集、活用する場合は、県条例の規定の趣旨を踏まえて対応する。

## 事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報の適切な保護措置を講ずる際のよりどころとなるよう作成したものである。

### 第2 対象とする個人情報

- 1 この指針は、事業者がその事業活動に伴って取り扱うすべての個人情報を対象とする。
- 2 この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものという。
- 3 この指針において「事業者」とは、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。  
(注:ここで「その他の団体」とは、法人格は有しないが、団体としての規約を有し、かつ、代表者又は管理人の定めのあるものをいう。)

### 第3 個人情報の収集

- 1 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- 2 個人情報の収集中当たっては、原則として収集する目的を本人が確認できるようにするものとする。
- 3 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- 4 本人以外からの個人情報の収集は、以上の制限によるほか、本人の権利利益を侵害するおそれのないときに限り行うものとする。

### 第4 個人情報の利用及び提供

- 1 個人情報の利用又は提供は、原則として個人情報を収集したときの目的の範囲内で行うものとする。
- 2 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を侵害するおそれのない場合に限り行うものとする。

### 第5 個人情報の適正な管理

- 1 個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。
- 4 個人情報を取り扱う事業を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

### 第6 特に慎重な取扱いを要する個人情報

次に掲げる個人情報については、その収集等に当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

- (1) 思想、信教及び信条に関する個人情報
- (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報
- (3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

### 第7 自己の個人情報の開示等

- 1 本人から自己の個人情報の開示の申出があったときは、原則としてこれに応ずるものとする。
- 2 本人から自己の個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の申出があったときは、訂正の内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。
- 3 本人から自己の個人情報を利用し、又は提供することを拒まれたときは、原則としてこれに応ずるものとする。

### 第8 体制の整備

- 1 事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員等に対し、個人情報の保護が図られるよう、意識啓発に努めるものとする。
- 3 事業者は、個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

安全・安心コミュニティ・ファイル配布状況

平成16年1月1日現在

地 域	ファイル配布済		ファイル未配布（担当課で整理中）			
			16.1以降配布予定		配布について調整中	
	市町名	市町数	市町名	市町数	市町名	市町数
神 戸	神戸市	1				
阪 神 南	尼崎市、西宮市 芦屋市	3				
阪 神 北	伊丹市、宝塚市 川西市、三田市 猪名川町	5				
東播磨	明石市、加古川市 高砂市、播磨町	4	稻美町(16.4)	1		
北播磨	西脇市、三木市 小野市、加西市 吉川町、社町 滝野町、東条町 中町、加美町 八千代町 黒田庄町	12				
中播磨	姫路市、家島町 夢前町、神崎町 市川町、福崎町 香寺町、大河内町	8				
西播磨	龍野市、上郡町 佐用町、南光町 三日月町、山崎町 安富町、一宮町 波賀町、千種町	10	相生市(16年度) 新宮町(16.5) 揖保川町(16.3) 御津町(16.3) 太子町(16.3) 上月町(16.3)	6	赤穂市	1
但 馬	豊岡市、城崎町 竹野町、香住町 日高町、出石町 但東町、村岡町 浜坂町、美方町 温泉町、八鹿町 養父町、大屋町 関宮町、生野町 和田山町、山東町 朝来町	19				
丹 波	篠山市、柏原町 氷上町、山南町 市島町	5	青垣町(16.4) 春日町(16.4)	2		
淡 路	洲本市、津名町 淡路町、北淡町 五色町、東浦町 緑町、西淡町 三原町、南淡町	10	一宮町(16.12)	1		
計		77		10		1

※ ( ) は配布予定時期